

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年6月定例会	
議案番号 議案名	議案第9号 財産の取得について
議員名・会派名等	立憲民主党
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>立憲民主党の関根ジローです。</p> <p>議案第9号「財産の取得について」、会派・立憲民主党を代表して反対の立場から討論します。</p> <p>本議案は、「市役所機能段階的整備案」を前提に、相模台の旧法務局跡地 8,745 m²の土地を 33 億 5 千万円で、市役所用地として購入するものです。敷地内には旧法務局建物があり、この解体費用約 3 億円と併せれば、実質、36 億 5 千万円での購入となります。</p> <p>「市役所機能段階的整備案」とは、第1ステップで「本館、新館を新拠点ゾーン南側の国有地に整備」、第2ステップで「本館、新館以外を今後議論」と段階的に整備する案です。</p> <p>本議案の問題点を7つの観点から申し上げます。</p> <p>1. 仮庁舎を検討しない本郷谷市長の政治姿勢について 6月19日本会議において、市が最も重要だと考える「市役所用地として取得する理由」のひとつとして「喫緊の課題となっている耐震性が確保できていない本館及び新館の対応を早急に図るため」と答えています。しかしながら、段階的整備案では最短でも令和14年度(8年後)に新拠点ゾーン南側に開庁となります。8年もの時間を要するのであれば、耐震性が確保できていない本館及び新館を使い続けることなく、一刻も早く「仮庁舎」に移設することを検討すべきと考えます。ちょうどダイエー松戸西口店が閉店するニュースがあるなかで、この閉店後に仮庁舎して入居することを検討したか、6月議会で原議員が質問しましたが、「検討していない」ことが明らかになっています。早急にダイエー跡地に仮庁舎として入居できないか検討すべきですし、それが難しい場合には松戸駅周辺に限定せず、市全域の市・県・国有地や民有地から仮庁舎を探す努力をすべきです。議会で複数の会派から繰り返し仮庁舎の検討をすべきと指摘されているにもかかわらず、8年間もの間、仮庁舎を確保しないという不作為をし、耐震性が確保できていない本館及び新館を使い続け、職員や市民の生命</p>

を危険に晒し続ける市長の政治姿勢は問題であると厳しく指摘します。

2. 「機能集約が不可能」及び「将来の建て替えが不可能」である問題について

今年3月議会の二階堂議員の代表質問に対して、「第2ステップで新拠点ゾーン南側の国有地に、別棟として現別館、現議会棟を建設することは、難しい」「将来の建て替えが新拠点ゾーン南側の敷地内で物理的に不可能」という答弁がありました。6月20日の庁舎整備に関する特別委員会で、この答弁に変更がないことを確認しました。これまで本郷谷市長は、新拠点ゾーン南側へ市役所を移転することの大きな理由の一つに「機能分散の解消」を挙げておりましたので、新拠点ゾーンに移転する理由が崩壊していることが改めて明らかになりました。また、将来の建て替えが新拠点ゾーン南側の敷地内で物理的に不可能という答弁も変更なく、将来の更なる市役所建て替えの際に禍根を残す懸念が改めて浮き彫りになりました。

3. 最終的な事業費の総額を示さない問題について

前述の二階堂議員の代表質問に対して、市から「新庁舎の機能と建築費用は、今後の第1ステップの基本計画において検討する」「第2ステップの内容や、これに伴う最終的な事業費までを現時点で、お示しする段階にない」と答弁がありました。こちらについても、20日の特別委員会で答弁が変わりがないことを確認しています。

このことについて、ファミリーの話しで考えてみます。一般的にファミリーが、土地を買って家を建てようとするとき、土地の値段と、家の建築費用の総額についてだいたいの概算費用を想定して、家族会議で了解をもらいます。もし「土地の値段はわかるけど、家の建設費用はわからない、でも土地を買いだいたいんだ」と、家族会議で相談したら、それは家族に大反対されるし、怒られるし、「まずは家の建設費用の概算を調べて」と、言われます。これは当たり前の話しです。

このようにファミリーの話しであり得ないことを、多額の公金を投入することから「市民に対してより一層の説明責任を尽くす必要がある市役所建て替え」で市長はしようとしています。第1ステップ時点での建築費用を示せない、ましてや最終的な事業費も示せない、でも、とりあえず土地だけ買わせて、ということは、納税者である市民への説明責任を市長は放棄していると厳しく指摘します。

4. 新拠点ゾーン南側国有地・周辺道路が土砂災害警戒区域等に指定されていることの問題について

3月議会で、「新拠点ゾーン南側国有地は、災害機能として欠陥はない」と答弁がありました。新拠点ゾーン南側は用地や周辺道路が土砂災害警戒区域等に指定されているのに「災害拠点機能として欠陥は

ない」という、その認識は市民に理解されるわけがありません。そして、「災害拠点機能として欠陥はない」けれども、敷地全体としての安全性を高めるために「相模台公園南側に隣接する斜面を含めた広範囲の安全対策工事」を行うという主張は、苦しすぎます。「災害拠点機能として欠陥はない」のであれば、「広範囲の安全対策工事」を行う必要はありません。「災害拠点機能として欠陥がある」から、「広範囲の安全対策工事」を行うのでしょうか。ただし本郷谷市長のお立場も分からないわけではありません。「災害拠点機能として欠陥がある」から「広範囲の安全対策工事」を行うと言ってしまうと、新拠点ゾーン南側への市役所移転の費用に、「広範囲の安全対策工事費用」を含める必要が生じてしまうことを恐れているのでしょうか。一連の本郷谷市長の対応は、市民への説明責任という観点からは極めて不誠実な政治姿勢であると厳しく指摘します。

5. 現地建て替えとの費用比較をしない問題について

前述の土砂災害警戒区域等の解消を大きな目的の一つとした「広範囲の安全対策工事費用」は約14億円であると、6月20日の特別委員会で答弁がありました。私はこの額も市役所移転の費用に盛り込むべきと確信していますが、市長は含めたくない、と主張しています。20日の特別委員会では、私から「この約14億円を含めなくてよいかから、現地建て替えの概算費用と、最終的な段階的整備案の概算費用のどちらが安くなるか」と質問しましたが、「現地建て替えとの費用比較をしない」という旨の答弁でした。なぜでしょう。不可解です。私が思うに、段階的整備案は、一定期間、現議会棟と別館を現敷地で使い続けることになり、その場合、市役所機能再編整備基本構想 P85で示した「現市役所用地売却収益35億円」を計上することができなくなる等から、「現地建て替えのほうが安く済む」ことを市民に対して説明したくないので、市長は「移転と、現地建て替えとの費用比較をしたくない」と思えてしまいます。

市長、「現地建て替えと市役所移転」について費用をはじめ、メリットやデメリットを正々堂々と公正公平に比較検証し、市役所移転のほうが割高になるけれども、現地建て替えよりもこういうメリットがあるのだと、市民や議会に説明するのが市長のあるべき姿だと思いますが、その姿勢が全く欠けていることは極めて残念です。

6. 「市役所整備を含む新拠点ゾーン整備事業の進展は松戸駅周辺地区の活性化とにぎわいを創出し、民間都市開発の機運を高める起爆剤」と市が認識している問題について

6月19日本会議において、市が最も重要だと考える「市役所用地として取得する理由」のひとつとして「市役所整備を含む新拠点ゾーン整備事業の進展は松戸駅周辺地区の活性化とにぎわいを創出し、民間都市開発の機運を高める起爆剤となりうる大変重要な事業」と答え

ています。

この松戸駅周辺地区の活性化とにぎわいを創出し、民間都市開発の機運を高める起爆剤となりうるのは、市役所が移転した場合としなかった場合、どれだけ違うのか、20日の特別委員会で伺いましたが、申し訳ないですがよく分からない答弁でした。むしろ、市役所移転した場合、現市役所周辺の活力が失われてしまわないか心配です。また、市が、必要不可欠と位置づけている「シンボル軸(これは松戸駅改札口から新拠点ゾーンまで新たな歩行者デッキで結ぶとともに、現在の商業施設内の動線を再編し、エスカレーターやエレベーターなどを設置することで、新拠点ゾーンの高低差に影響されない24時間利用可能なバリアフリー動線のことを指す)」の整備ができるか、極めて不透明になってきているなかで、新拠点ゾーン整備基本計画で市がうたっていた、「新拠点ゾーン北側への民間活力の導入」や、「新拠点ゾーンの回遊性」が赤信号に変わる寸前の黄色信号になっている実態があるなかで、残念ながら起爆剤が不発となりかねないリスクが顕在化しています。新拠点ゾーンのメインゲート、メインエントランス、表玄関である、シンボル軸の整備が着実に出来るか分からないなかで、市役所移転を含めた新拠点ゾーン関連の各事業をなし崩し的に進めていくことは、多くの市民の理解を得られないと指摘します。

また、市役所整備を含む新拠点ゾーン整備事業関連の事業の一部について、市は株式会社 UR リンケージに多額の随意契約を行い(随意契約の額は、原議員の6月議会の一般質問の答弁によると3億円超であることが明らかになっていますが)、その一方で、UR都市機構から審議官クラス等で職員を2名も受け入れています。首相官邸のホームページに掲載されている資料には、株式会社 UR リンケージはUR都市機構の業務代行会社と記されています。市は「法令違反には当たらない」との見解ですが、市民や他事業者から「行政の公平性が確保されているのか」「事業者間の競争性は担保されているのか」といった疑念の声が挙がらないか心配ですし、今後は随意契約を見直す必要があるのではないかと指摘するものです。

7. 特別議案を提出しない問題について

地方自治法 第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないとされています。この条例が、議会の2/3の賛成を必要とする、いわゆる特別議案です。

松戸市は、国に対して、新拠点ゾーン南側の国有地の取得等要望書を提出しており、その書類を見てみると、ほとんどのフロアが「多くの市民が来庁するであろう窓口」となっております。前述の4条には、「事務所の位置を変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように考慮しなさい」とも書かれています。つまり、多くの住民が来庁する新拠点ゾーン南側こそが、主たる事務所と位置づけられ、だからこそ、特別議案を出すべきではないかと質問しました。市の答弁としては主たる事務所についての認識を明確に示さない一方で「市の土地になっていない、ひと様の土地である段階で、その土地に市役所の移

転を決める特別議案を提出することは望ましくない」旨の答弁がありました。しかしながら、既に、市はその人様である国に対して「市役所用地として購入したい」と要望書を提出しており、国の立場としてはそのつもりで事務手続きを進めています。このような関係性が市と国にあるなかで、市役所の移転を決める特別議案を、今回の土地購入議案とセットで出すことに何の問題があるのでしょうか。理解に苦みます。

また、6月20日の特別委員会で原議員が「土地を購入した後、市役所以外の用途に変更した場合、どうなるのか？」との質問に対し、「信義則に反する」との答えでした。土地購入がなされれば、市役所を必ず建てなくてはならないと市が考えているのであれば、今回の土地購入議案とセットで特別議案を提出すべきではないですか。市の「よそ様の土地だから特別議案をだせない」と、「土地購入がなされれば、市役所以外の用途に変更することは信義則に反する」というダブルスタンダードの都合のよい見解は、不誠実であると厳しく指摘します。

以上、7点の観点から、本議案の反対理由を申し上げます。

その他にも、新拠点ゾーン南側に庁舎を整備する事で渋滞や交通事故増加への懸念があることや、用地取得の前提となる段階的整備案の庁内での決定プロセスも不透明な点など、多数の反対理由がありますことを申し添えさせていただきます。

反対へのご賛同を切に切にお願いしまして、会派を代表しての反対討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。